

要支援サービス 戸惑う自治体

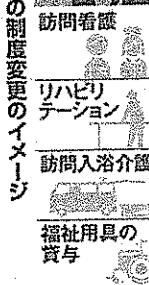
全国一律から市町村に裁量



利用者と一緒に作業する「介護予防サポーター」（中央エプロン姿）=埼玉県和光市

介護保険サービスのままで
市町村の地域支援事業による
「要支援」へのサービス制度変更のイメージ

手取り手
介護事業者
市町村の
地域支援事業による
「要支援」へのサービス制度変更のイメージ



介護が必要な程度を判断する要介護認定で、「要介護」（447万人）より軽い「要支援」（175万人）向け介護保険サービスのうち、ホームヘルプ（訪

介護保険サービスの見直し
問介護）とデイサービス（通所介護）が市町村の「地域支援事業」に移る。全国一律だったサービス内容や料金は各市町村が決める。

【要支援】向けサービス制度変更のイメージ

17年4月までに全国で施行

住民どこまで担い手に

要介護度が低い「要支援」向けサービスの一部が、全国一律の介護保険サービスから市町村が運営する事業に移りつつある。地

域で高齢者を支え、慰らむ介護費用の伸びを抑える狙いがある。だがサービスの担い手や質を確保できるのか。戸惑いもみえる。

介護保険制度の見直しで、要支援向けの「訪問介護」と「通所介護」が、介護保険の対象から市町村事業に移る。移管されたサービスを、市町村がボランティアなど住民を活用したり、独自に簡素化したりして、費用や利用料を抑える

0円相当のボランティアボイントが付与される。市は介護事業者に払う報酬を1人減らした。住民中心のサービスも生

一回2時間で20円相当のボランティアボイントが付与される。市は介護事業者に払う報酬を1人減らした。

報酬引き下げ割れる判断

市町村に与えられた大きな裁量の一つが、介護事業者に払う報酬の引き下げだ。業者への影響が大きく、どこまで切り下げるか、判断は割れている。山梨県中央市の田富莊ディサービスセンターの渡辺武所長は「まるでボランティアのような価格」と漏ら

す。施設が受け取るお金は介護保険サービスだった時のみ水準に比べて半額以下に。仕事量は変わらず、は難しい」。一方、利用料は多くのケースで1回あたり1100円から1千円になつたとしている。市側は「制

朝日新聞社が、昨年4月から制度変更にいち早く取り組んだ79自治体・広域連合に現状を聞いたところ、住民主体の介護サービスに着手できたのは約3割にあ

本社調査
着手は約3割

所がつぶれでは困る」。淑徳大の結城康博教授は「多くは何をすべきか戸惑っている。市町村格差は拡大する」と指摘する。
(田中聰子、葛原栄一郎)

にお願いした」という。業者への配慮から、報酬を設定したもの、料金水準は介護保険サービス時と同程度に。市の担当者は「効率化は必要だが、事業者が増えることへの警戒感がある」「ボランティアも高齢化している」など、自治体には住民ひとりまで頼れるのか戸惑いもある。

北海道長沼町の担当者

たる26にどもっていた。

多くの取り組みが遅れ、その理由に、「住民理解が浸透していない」「住民り」だがない」をあげた。それは約5割の41だった。その「住民によるサービスは制度の基盤にならない」と指

けサービスを実施できたのは約5割の41だった。その約半数が報酬額をこれまでの約7割に抑えた。

約半数が報酬額をこれまで

7/24
朝日